

国都景歴第 27 号
令和 2 年 7 月 8 日

公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会
会長 坂本 久 殿

国土交通省都市局長
(公印省略)

屋外広告物適正化旬間の実施について（協力依頼）

貴職におかれましては、平素より屋外広告物行政の推進につきまして格段のご協力をいただいております、厚く御礼申し上げます。

平成 22 年度より、屋外広告物の適正化を一層推進するため、9 月 1 日から 10 日までを「屋外広告物適正化旬間」に設定し、当該旬間を中心として屋外広告物法及び同法に基づく条例の普及啓発、違反屋外広告物の是正や良好な景観形成に対する国民、企業の意識啓発等を推進しているところです。とりわけ、看板落下・倒壊事故については、当省への報告が未だに絶えず、公衆に重大な危害を及ぼすおそれのある屋外広告物の安全性の向上に留意する必要があります。

つきましては、本年度も、本趣旨をご了察の上、関係団体と協力しつつ地域の実情に応じて、屋外広告物に関する普及啓発、屋外広告タウンミーティング等の官民連携イベント、違反屋外広告物のパトロール、是正指導や一斉除却等の実施のほか、平成 28 年 4 月に通知した屋外広告物条例ガイドラインの改正の趣旨を踏まえた屋外広告物の安全点検の一層の促進についても、ご協力、ご配慮いただきますようお願い申し上げます。なお、イベントやパトロール等の実施にあたっては、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえた対策を行っていただくよう申し添えます。